

## 総会

配布：一般

2016年4月8日

原文：英語

## 人権理事会

### 第31会期

#### 議事日程議題4

### 2016年3月23日に人権理事会により採択された決議

#### 31/18. 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言、国際人権規約およびその他の人権文書に基づき

2015年3月27日の人権理事会決議28/22および2015年12月17日の総会決議70/172を含む、朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する人権委員会、人権理事会および総会により採択された全ての従前の諸決議を想起し、そしてこれらの決議の実施を促し、

2006年3月15日の総会決議60/251の第3項を念頭に置きつつ、

2007年6月18日の、人権理事会の制度構築に関する5/1、同理事会の特別手続職務権限保持者の行動規範に関する5/2の同理事会諸決議を想起し、そして職務権限保持者は、これらの諸決議およびその添付文書に従ってその義務を果たすことになることを強調し、

人権理事会と総会の両方で歓迎されそして安全保障理事会を含む国際連合の関連する機関に

送付された、朝鮮民主主義人民共和国の人権に関する調査委員会の報告書<sup>1</sup>に含まれた勧告をフォローアップすることの重要性を強調し、

調査委員会の報告書において示されたように、人道に対する罪を構成する、多くの事例におけるまた実行者の刑事責任の免除における、朝鮮民主主義人民共和国の組織的な、広範なそして甚だしい人権侵害を深く懸念し、

同国における不安定な人道状況は、朝鮮民主主義人民共和国政府が、必要としている全ての住民に対する自由で妨害のないアクセスを人道機関に提供しないことによりまた、中でも、国民の食糧に対するアクセス以上に軍事支出を優先するという、国の政策の優先順位により悪化させられていることを懸念し、

適切な食糧への平等なアクセス、並びに、中でも、信教または信念の自由、表現の自由および結社と集会の自由を確保することによるものを含んで、その全住民のあらゆる人権と基本的自由の完全な享受を確保することは、朝鮮民主主義人民共和国政府の責任であることを再確認し、

特定のリスク要因が、女性、子ども、障がい者および高齢者に影響すること、並びに無視、虐待、搾取および暴力に対する彼らによるあらゆる人権と基本的自由の完全な享受を確保する必要性を認識し、

審査の結果に含まれた268の勧告のうちの113の朝鮮民主主義人民共和国政府による受諾およびそれを実施しそしてさらに58の勧告の実施の可能性を調べるという同政府が述べた声明に留意しつつ、第二回普遍的定期的審査への朝鮮民主主義人民共和国の参加を認め、そして朝鮮民主主義人民共和国が、同国における深刻な人権侵害に対処するため勧告を受諾しそして実施する重要性を強調し、

国際的な人権義務の実施を監視する条約機関の重要な活動を認識し、そしてその人権義務を遵守しそして条約機関に対する定期的なまた時宜を得た報告を確保する朝鮮民主主義人民共和国の必要性を強調し、

---

<sup>1</sup> A/HRC/25/63。

国際的な拉致の問題および全ての拉致被害者の即刻返還の重要性に留意し、それに基づいて朝鮮民主主義人民共和国が全ての日本国民に関する調査を始めた、2014年5月の朝鮮民主主義人民共和国と日本との政府レベルでの協議の成果に留意しつつ、またできるだけ早い日に達成されるべき、日本国民に関連したあらゆる問題、とりわけ全ての拉致被害者の返還、の解決を期待し、

人権理事会の第30会期期間中に開催された、国際的な拉致の問題、強制失踪および関連事項を含む、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関するパネル・ディスカッションを歓迎し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権と人道的状況の改善に貢献することができる、南北朝鮮間対話の重要性に留意し、

2015年10月の国境を越えた離散家族の再会の再開を歓迎し、そして特に、離散家族の多くの構成員の高齢のために、このことが、全ての南北朝鮮の人々の緊急の人道的課題であることを考えると、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国およびコリアン・ディアスポラの構成員による家族の運命を確かめること、書簡を交換すること、自らの故郷を訪れることそしてより大きな規模での定期的な更なる再会が行われることになるために必要な準備を希望し、

自らの人権状況の改善のために、普遍的定期的審査過程と人権理事会のその他の制度とのものを含む、人権理事会と十分且つ前向きに関与する国家の重要性を再確認し、

1. 朝鮮民主主義人民共和国において犯された長期にわたるまた現行の組織的な、広範なそして甚だしい人権侵害およびその他の人権虐待を最も強い文言で非難し、そして以下のものを含む、その報告書において調査委員会により為された詳細な調査結果に深刻な懸念を表明する。

(a) 情報に関する絶対的独占と組織された社会生活の総合制御を通して強制される、思想、良心および信教の自由に対する権利の、言論、表現および結社の自由に対する権利の拒否および全国民の私的生活に浸透する恣意的且つ違法な国家監視。

(b) 国家が割り当てた社会的階級と出生に基づいて人々を分類し、そしてまた政治的意見と

宗教の考慮を含む、出身成分制度に基づく差別、職に対する不平等なアクセス、差別的な法および規則を含む、女性に対する差別並びに女性に対する暴力。

(c) しばしば出身成分制度に基づく、政府が指定した居住地および職への強制的な割当を含む、移動の自由の権利のあらゆる側面の違反、および人の自国を離れる権利の拒否。

(d) 一般にはびこった飢餓および栄養失調により悪化させられた、食糧に対する権利並びに生活に対する権利の関連した側面の組織的な、広範なそして深刻な侵害。

(e) 生活に対する権利の侵害および皆殺し、殺人、奴隷にすること、拷問、投獄、レイプおよび性的暴力のその他の深刻な形態並びに政治犯収容所および通常の刑務所における政治的、宗教的そしてジェンダーの理由に基づく迫害の行為、並びに無実の個人に課せられる苛酷な刑をともなった連帯罰の広範な実行。

(f) 大規模且つ国家の政策の問題としての、他国からのものを含む、組織的な拉致、本国送還の拒否およびその後の人の強制失踪。

2. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、同国における人権侵害を認めることそして以下の措置を含むが、それに限定されない、調査委員会の報告書における関連する勧告の実施を通じた、そのようなあらゆる違反や侵害を終わらせるため直ぐの措置を講じることを促す。

(a) 思想、良心および信教の自由に対する権利、並びに言論、表現および結社の自由に対する権利を、独立した新聞およびその他のメディアの設立を許すことによるものを含んで、確保すること。

(b) 出身成分制度に基づく国が後押しをした差別を含む、文民に対する差別を終わらせること、またジェンダー平等を確保しそしてジェンダーに基づく暴力から女性を保護するため直ちに措置を講じること。

(c) 人の居住地と職を選択する自由を含む、移動の自由に対する権利を確保すること。

(d) 人道援助が、脆弱な人々に対して真に提供されるように、人道援助の提供に関する完全な透明性を通したものを含んで、食糧に対する平等なアクセスを促進すること。

(e) 強制労働の実行を含む、犯罪者収容所に関連した全ての人権侵害を直ちに停止すること、全ての政治犯収容所を取り壊しそして全ての政治犯を解放すること、拘留中の人々の恣意的な処刑の実践を直ちに止めること、そして司法部門改革が、公正な裁判と適法手続のために保護を提供することを確保すること。

(f) 拉致されてきたかあるいは別の方法で強制的に失そうさせられた全ての人々、およびその子孫、の問題を、人々の即刻返還の実現を含む、透明なやり方で解決すること。

3. 朝鮮民主主義人民共和国に帰国した難民および亡命希望者の状況並びに外国から送還されたそして収容、拷問、残虐な、非人道的なそして品位を傷つける取扱、性的暴力、強制失踪または死刑を含む、制裁の対象となった朝鮮民主主義人民共和国のその他の国民に関する委員会の調査結果にその深い懸念をくり返し表明し、そしてこれに関連して、全ての国家に対し、逃げ場を求めている者の人権を保護することを目的に、ノン・ルフールマンの基本的原則を尊重すること、逃げ場を求めている者を人道的に取り扱うことそして国際連合難民高等弁務官と国際連合難民高等弁務官事務所への妨害のないアクセスを確保することを強く促し、そして締約国に対し、それらの文書により対象とされる朝鮮民主主義人民共和国からの人々との関係で、国際人権法および難民の地位に関する条約並びにその議定書の下での自らの義務を遵守することをもう一度促す。

4. 集められた証言と受領した情報の大部分が、人道に対する罪が、数十年の間、国家の最も高いレベルで確立された政策に従って、朝鮮民主主義人民共和国において犯されてきたと信じる合理的な理由を提供しているという同委員会の調査結果そしてまた、これらの人道に対する罪が、皆殺し、殺人、奴隷にすること、虐待、投獄、レイプ、強制的な妊娠中絶やその他の性的暴力、政治的、宗教的、社会的、人種的およびジェンダーの理由に基づく迫害、住民の強制移転、人々の強制失踪および長期にわたる飢餓を故意に引き起こす非人道的行為を必然的に伴っていることについて強調しまたその深刻な懸念を再び述べる。

5. 朝鮮民主主義人民共和国当局が、人道に対する罪およびその他の人権侵害に責任を有する者を訴追できてこなかったことを強調し、そして国際社会の構成員に対し、説明責任努力と協力することまたこれらの犯罪が罰されないままでないことを確保することを奨励する。

6. その中で総会が、安全保障理事会に対し、調査委員会の関連する結論と勧告のその審議を継続することそして説明責任を確保するため、朝鮮民主主義人民共和国における状況の国際刑事裁判所への付託の審議並びに同委員会が人道に対する罪を構成する可能性があるとして述べた行為に対し最も責任があると思われる者に対して効果的な対象を特定した制裁についての範囲の審議を通じたものを含む、適切な措置を講じることを奨励した総会決議 70/172 を歓迎する。

7. その期間中に朝鮮民主主義人民共和国における人権状況が議論される、2014年12月に開催されたもの続く、2015年12月10日に第二回理事会会合を開催する安全保障理事会の決定もまた歓迎し、そしてこの問題に関する安保理の継続したまた積極的な関与を期待する。

8. 今日までに着手された活動および同国へのアクセスがないにも関わらず自らの任務の実施における彼の継続した取組に対し、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する特別報告者を称賛する。

9. その中で特別報告者が理事会に対し、説明責任に関する独立専門家の集団を設立することを求めた、人権理事会の第31会期に提出された特別報告者の報告書<sup>2</sup>を歓迎する。

10. 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する調査委員会の調査結果および勧告を想起し、そして国際連合人権高等弁務官に対し、6か月の期間の間、同国における人権侵害の責任の問題、特にそのような侵害が、調査委員会により認められたように、人道に対する罪に相当する場合、に焦点を絞るため、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する特別報告者の活動を支援する最大二人の既存の独立専門家を、選定することを要請する。

11. 独立専門家のグループに対し、説明責任に関する既存の国際法および広く行われている国家慣行を考慮しつつ、次のことを行うことを要請する。

---

<sup>2</sup> A/HRC/31/70。

(a) 朝鮮民主主義人民共和国における人権侵害に対する説明責任を、特にそのような侵害が、調査委員会により認められたように、人道に対する罪に相当する場合、探し求めるための適切な対処方法を探究すること。

(b) 朝鮮民主主義人民共和国における可能性のある人道に対する罪の被害者に真実および正義を手に入れるための、説明責任の現実的な制度を勧告すること、国際刑事裁判所を含む。

12. 人権理事会決議 28/22 に従って、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の特別報告者の職務権限を、1年の期間の間、延長することを決定する。

13. 国際連合組織を含む、関係する全ての当事者に対し、朝鮮民主主義人民共和国における人権の悲惨な状況に対処するため調査委員会の報告書において調査委員会が行った勧告の実施を検討することを再び求める。

14. 持続したコミュニケーション、政策提言およびアウトリーチ活動を通じたものを含んで、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の監視および証拠書類調べを強化するため、説明責任を確保するため、更なる支援を特別報告者に提供するため、関係する全ての国家、市民社会およびその他の利害関係者の関与と能力構築を高めるため、そして朝鮮民主主義人民共和国の人権状況の可視性を維持するため、ソウルに高等弁務官事務所による現場ベースの組織の設立を歓迎する。

15. その第 31 会期の人権理事会に提出された朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する高等弁務官事務所の役割と達成に関する高等弁務官報告書<sup>3</sup>をまた歓迎し、高等弁務官に対し、人権理事会にこの問題に関する定期的な最新情報を提出することを招請する。

16. 全ての国家に対し、高等弁務官事務所の現場ベースの組織が、独立して機能できること、それが十分な資源を持つことそしてそれが何らかの報復または脅威にあわせられることないことを確保することに着手することを求める。

---

<sup>3</sup> A/HRC/31/38。

17. 高等弁務官事務所に対し、朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関して総会に提出される事務総長の定期的な年次報告書において同事務所のフォローアップの取組に関して報告することを要請する。

18. 特別報告者に対し、調査委員会の勧告の実施において為されたフォローアップの取組に関するものを含む、その職務権限の実施に関して、人権理事会に対してまた総会に対して定期的な報告書を提出することを要請する。

19. 特別報告者に対し、説明責任に関する独立専門家グループの報告書を、人権理事会の第34会期への自らの報告書の添付文書として含めることをまた要請する。

20. 特別報告者が、2014年10月27日にニューヨークで朝鮮民主主義人民共和国の代表との対話を行ったことを認め、そして朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、何度も繰り返される対話を通して、特別報告者を招待することや十分に協力すること、同国への訪問に対する無制限のアクセスを特別報告者と支援職員に与えること、そしてそのような任務を遂行することを彼らに可能にするために必要なあらゆる情報を彼らに提供すること、そしてまた高等弁務官事務所との技術協力を促進することを促す。

21. 国連専門機関を含む国際連合制度、国家、地域的な政府間機構、関係機関、独立専門家および非政府組織に対し、建設的な対話と特別報告者を含む特別手続職務権限保持者、並びに高等弁務官事務所の現場ベースの組織との協力を策定することを奨励する。

22. 調査委員会がそれらに向けて勧告を出した、全ての国家、関連する専門機関を含む国際連合事務局、地域的なまた国際的な組織やフォーラム、市民社会組織、財団および従事している企業並びにその他の利害関係者に対しそれらの勧告を前に進めることを奨励する。

23. 朝鮮民主主義人民共和国と関係を有する全ての国家に対し、政治犯収容所を閉鎖することや心からの制度改革に着手することによるものを含んで、あらゆる人権侵害を終わらせるための直ぐの措置を講じることをそれに奨励するためその影響力を使用することを奨励する。



24. 事務総長に対し、特別報告者および現場ベースの組織に関する高等弁務官事務所に、効果的に職務権限を実行するのに必要なあらゆる援助と適切な人員配置を、提供すること、そして職務権限保持者が、高等弁務官事務所の支援を受けることを確保することを要請する。

25. 特別報告者の全ての報告書を、適切な行動のために、国際連合の全ての関連する組織と事務総長に転送することを決定する。

第63回会合

2016年3月23日

[投票無しで採択]